

要エントリー  
いよぎんで **NISA**友達紹介でもっと**お得に!**  
キャンペーン

2023.10.2月 ~ 12.29金

もれなくもらえる!  
デジタルギフトQUO Pay  
クオ・カード・ペイ

## 特典1

NISA口座開設で

500円分プレゼント

## 特典2

友達紹介で

ご紹介をする方、ご紹介を受けた方それぞれに

500円分プレゼント

専用のエントリーページからエントリー

※エントリー方法について詳しくは裏面をご覧ください



- 対象者 どなたでもご利用可能
- 特典内容
  - 特典1 NISA口座開設で、デジタルギフトQUOカードPay500円分
  - 特典2 お友達紹介で、ご紹介をする方、ご紹介を受けた方それぞれにデジタルギフトQUOカードPay500円分(ご紹介1名さまにつき)
- 特典条件 それぞれの特典について、以下の条件をすべて満たすともれなく特典対象となります。
  - 特典1 ・キャンペーンにエントリー  
・当行でNISA口座を開設
  - 特典2 <ご紹介をする方> ・キャンペーンにエントリー  
・お友達をご紹介(※)※ご紹介を受けた方が当行でNISA口座を開設  
<ご紹介を受ける方> ・ご紹介をする方から受け取ったURLからキャンペーンにエントリー  
・当行でNISA口座を開設
- 特典提供方法 1: 専用のエントリーページに入力されたメールアドレス宛に「QUOカードPay受取URL」をお送りします。  
2: 「QUOカードPay受取URL」をクリックすると、残高が付与されます。  
3: ご利用になる場合は、「お支払い」をタップしてお店でバーコードを見せるだけ!アプリの登録も不要!  
<QUOカードPayご利用に関する留意事項>
  - ・QUOカードPayをご利用いただけるお店は、QUOカードPayのホームページにてご確認ください。
  - ・QUOカードPayには期限がございます。画面に表示された期限までにご利用ください。
  - ・Web上(通販サイト等)でのお支払いにはご利用いただけません。
- 特典提供時期 2024年2月ごろ
- ご留意事項 ●口座開設・お友達紹介のいずれも、エントリーが必要です。エントリーがない場合は対象外となります。●ご紹介人数に上限はありません。●ご紹介を受けた方が、ご紹介者さまから受け取ったURLからエントリーされなかった場合、またはNISA口座開設後にエントリーされた場合は対象外となります。●ご紹介を受けた方が、キャンペーン期間内にNISA口座を開設されなかった場合は対象外となります。●NISA口座の開設は証券取引口座および運用口座(四国アライアンス証券仲介口座)に限ります。●ジュニアNISAは対象外です。●キャンペーン期間内のNISA口座の解約は特典の対象外とします。●NISA口座の開設は18歳以上に限ります。

伊予銀行 商号等:株式会社伊予銀行(登録金融機関)  
登録番号:四国財務局長(登金)第2号  
加入協会:日本証券業協会、  
一般社団法人金融先物取引業協会四国アライアンス証券 商号等:四国アライアンス証券株式会社  
(金融商品取引業者)  
登録番号:四国財務局長(金商)第21号  
加入協会:日本証券業協会

本件に関するお問い合わせ先 [いよぎん投信デスク]

0120-75-1444

受付時間 9:00 ~ 17:00  
(銀行休業日は除きます)

# エントリー方法

## <NISA口座開設・紹介する方>

### STEP 1

専用エントリーページへアクセス



### STEP 2

ページ下部のフォームに必要事項を入力し、確認画面へ進む。



### STEP 3

内容確認後、[送信]ボタンをタップ。



### STEP 4

完了ページで[あなたの紹介用URLをコピーする]ボタンをタップ。\*エントリー完了時の自動返信メールでも紹介用URLをお送りします。



### STEP 5

LINEやメール等でURLを紹介したい方に送信。



\*特典① (NISA口座開設) のみの方は、STEP4・5は不要です。  
\*NISA口座を開いたと特典①の対象となります。

## <紹介を受ける方>

### STEP 1

LINEやメール等で受け取ったURLをタップ。



### STEP 2

ページ下部のフォームに必要事項を入力し、確認画面へ進む。



### STEP 3

内容確認後、[送信]ボタンをタップ。



### STEP 4

完了画面が表示されれば、エントリー完了。



## エントリー完了後 NISA口座開設

店頭窓口にて、NISA口座開設のお手続きをしてください。



## 投資信託に関するご留意事項

- 投資信託は預金商品ではなく、預金保証の対象ではありません。また、**投資元本および収益分配金が保証された商品ではありません。**
- 運用口座(四国アライアンス証券仲介口座)で取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象であり、証券取引口座(銀行口座)で取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資するため、信託財産に組み入れられた株価や債権価格の変動、金利変動、外貨建資産に投資している場合には、為替相場の変動などにより、**お受取金額が投資元本を下回る場合があります。**価格変動要因については、取扱店にお問い合わせのうえ、ご確認ください。
- 投資信託の運用による収益および損失は、すべてお客さまに帰属します。
- 投資信託には、**購入時手数料【約定金額に対し最高3.85% (税込)】**ならびに**解約時の信託財産留保額【解約時の基準価額に対し最高0.5%】**が必要となり、**保有期間中は運用管理費用(信託報酬)【純総資産額に対し最高2.42% (税込)】、監査費用、売買委託手数料、組入資産の保管等に要する諸費用等が信託財産から支払われます。**  
※当該費用の合計額については購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。
- 投資信託には、クーリング・オフの適用はありません。
- 投資信託をご購入の際は、**投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補充書面をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、お客さまの判断でお選びください。**
- 投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補充書面は当行の本・支店にご用意しております。

## 一般NISAに関するご留意事項

- 一般NISAの1年間の非課税投資額の上限は120万円(購入時手数料等を除く金額)です。
- 一般NISA口座は、通常の課税口座(特定口座等)と異なり、金融機関を重複しての開設が認められず、一人一口座(一金融機関)しか開設できません(金融機関を変更した場合を除く)。また、口座内の株式投資信託等を異なる金融機関に非課税のまま移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税枠で、既に株式投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。
- 一般NISAの対象となる商品は、伊予銀行では株式投資信託のみ、四国アライアンス証券では株式投資信託や上場株式等です。既に課税口座(特定口座等)で保有している株式投資信託等を移管することはできません。
- 一般NISA口座で譲渡損失が発生した場合、その譲渡損失はなかったものとみなされます。そのため、一般NISA口座の譲渡損失と課税口座(特定口座等)での譲渡益や配当等との損益通算はできません。また、譲渡損失の繰越控除を行うこともできません。
- 一般NISA口座の株式投資信託等を解約しても、その非課税枠の再利用はできません。また、非課税枠の残額を翌年以降に繰り越すこともできません。
- 短期間に金融商品の買換え(乗換え)を行う、または投資信託で高い頻度で分配金の支払いを受けるといった投資手法は、NISA制度を十分に利用できない場合があります。また、投資信託で支払われる分配金のうち元本払戻金(特別分配金)はそもそも非課税であるため、非課税制度のメリットを享受できません。
- 一般NISAとつみたてNISAは選択制であり、同一年に両方の適用を受けることはできません。また、変更を行う場合には、原則として暦年単位となります。
- 上場株式等の配当金等は、株式数比例配分方式を利用して受領する場合のみ非課税となります。
- 非課税期間終了時には、翌年設定される非課税枠へ残高を繰り直す手続き(ロールオーバー)や、特定口座等への移行を選択することができます。詳しいお手続きについては窓口にお問い合わせください。

## つみたてNISAに関するご留意事項

- つみたてNISAの1年間の非課税投資額の上限は40万円です。
- つみたてNISA口座は金融機関を重複しての開設が認められず、一人一口座(一金融機関)しか開設できません(金融機関を変更した場合を除く)。また、口座内の株式投資信託等を異なる金融機関に非課税のまま移管することもできません。
- つみたてNISA口座で譲渡損失が発生した場合、その譲渡損失はなかったものとみなされます。そのため、つみたてNISA口座の譲渡損失と課税口座(特定口座等)での譲渡益や配当等との損益通算はできません。また、譲渡損失の繰越控除を行うこともできません。
- つみたてNISA口座の株式投資信託等を解約しても、その非課税枠の再利用はできません。また、非課税枠の残額を翌年以降に繰り越すこともできません。
- つみたてNISAと一般NISAは選択制であり、同一年に両方の適用を受けることはできません。また、変更を行う場合には、原則として暦年単位となります。
- つみたてNISAでは、非課税口座開設後、つみたてNISAに係る積立投資契約に基づき、定額且つ継続的な方法により対象商品の買付が行われます。
- つみたてNISAでは、一般NISAと異なり、ロールオーバー(※)ができません。(※)非課税期間の終了後、非課税枠で保有している投資信託の残高を翌年の非課税枠に移管すること
- つみたてNISAに係る積立契約(累積投資契約)により買付した投資信託の信託報酬等の概算値が、原則として、年1回通知されます。
- 基準経過日(つみたてNISA口座に初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日)におけるつみたてNISA口座開設者の氏名・住所の確認が求められています。なお、確認期間(基準経過日から1年を経過する日までの間をいいます)内に当該確認ができない場合には、原則として、つみたてNISAに係る積立契約(累積投資契約)による買付ができなくなります。

# AGENT

アプリ

資産運用状況がアプリですぐに見られる!

分かりやすいグラフ表示で、あなたの資産を見る化。

詳しくはこちら

